証券コード：3276

JPMC

第23回　定時株主総会
招集ご通知

株式会社 JPMC

開催日時 2025年３月25日（火曜日）午前10時
受付開始　午前９時

開催場所 東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ７
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないよう６階の受付までお越しください。）

議　　案 第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限：2025年３月24日（月曜日）午後６時まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード：3276)
(発 送 日) 2025年３月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年３月 3日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
株 式 会 社 Ｊ Ｐ Ｍ Ｃ
代表取締役 社長執行役員 武藤 英明

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.jpmc.jp/ir/meeting/

株主総会資料掲載ウェブサイト
https://d.sokai.jp/3276/teiji/

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＪＰＭＣ」又は「コード」に当社証券コード「3276」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネット等による議決権行使の場合］
当社の指定する議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）において、賛否をご入力のうえ、**2025年３月24日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使ください。**
［書面（郵送）による議決権行使の場合］
議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、**2025年３月24日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付ください。**

敬 具

記

1.日　　時　2025年３月25日（火曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2.場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ７
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないよう６階の受付までお越しください。）

3.目　的　事　項
報　告　事　項
（1）第23期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第23期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決　議　事　項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役1名選任の件

4.議決権の行使についてのご案内
3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以　上

●書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
●インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
●インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
●代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
●書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
① 事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使等についてのご案内

■議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください(ご捺印は不要です)。

日 時 **2025年 3 月25日(火曜日)午前10時(受付開始：午前９時)**

場 所 東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＤ７
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2025年 3 月24日(月曜日)午後６時到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合



４頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

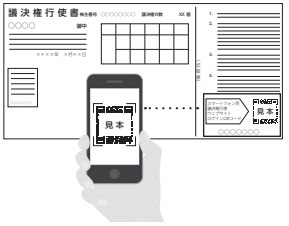
行使期限 **2025年 3 月24日(月曜日)午後６時ご入力完了分まで**

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回のみ。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

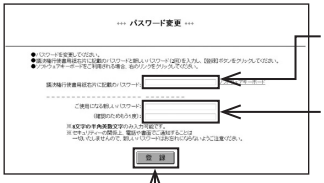
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　平日・休日とも９：00～21：00)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、定款の事業目的の追加を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．不動産のサブリース業及びフランチャイズチェーンシステムによるサブリース業の展開 （略） 24．財産管理、資産承継、事業承継に関する相談業務及び情報提供サービス並びにコンサルティング （新設） （新設） （新設） 25．前各号に付帯又は関連する一切の事業及び業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．不動産のサブリース業及びフランチャイズチェーンシステムによるサブリース業の展開 （略） 24．財産管理、資産承継、事業承継に関する相談業務及び情報提供サービス並びにコンサルティング 25．企業の買収、合併、事業譲渡、資本提携、業務提携等の斡旋及び仲介並びにコンサルティング 26．老人ホーム、高齢者向けの施設及び住宅の紹介・斡旋 27．電気の売買、仲介及び斡旋 28．前各号に付帯又は関連する一切の事業及び業務

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本定時株主総会において選任いただく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2026年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされ、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について相当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td>1</td><td>む　とう　　ひで あき
武藤　英明
(1964年4月19日生)</td><td rowspan="3">1997年３月　株式会社ネクスト（現株式会社LIFULL）設立
代表取締役
1998年９月　同社 代表取締役副社長
1999年11月　株式会社アパマンショップネットワーク（現
APAMAN株式会社）システム部長
2001年５月　株式会社不動産ビジネス研究所 代表取締役
2002年６月　当社設立 代表取締役
2003年10月　株式会社不動産ビジネス研究所 取締役
2012年１月　当社代表取締役 社長執行役員（現任）
2016年５月　ＪＰＭＣグループCEO（現任）</td><td rowspan="4">525,608 株</td></tr>
<tr><td colspan="2">再　任
</td></tr>
<tr><td colspan="2">（重要な兼職の状況）
株式会社ムトウエンタープライズ２ 代表取締役</td></tr>
<tr><td colspan="2">当事業年度における
取締役会出席回数
14回/14回</td><td>取締役候補者とした理由
2002年６月に当社を設立し、現在ではＪＰＭＣグループCEO及び当社社長執行役員を務めており、当社及び不動産業界における豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	川久保（かわくぼ） 公司（こうじ） （1956年10月7日生）	1980年４月　安田信託銀行株式会社入社 1999年10月　同社 コンサルティング部長 2007年４月　みずほ信託銀行株式会社執行役員コーポレートビジネス企画部長 2008年４月　株式会社みずほ銀行 執行役員 総合コンサルティング部長 2009年４月　同行 常務執行役員 総合コンサルティング部長 2011年４月　同行 常務執行役員 支店担当兼法人グループ副担当 2012年４月　同行 常務執行役員 営業店担当役員 2013年３月　みずほ信不動産販売株式会社 代表取締役社長 2015年７月　みずほ不動産販売株式会社 代表取締役社長 2017年３月　東京建物株式会社 常勤監査役 2023年３月　当社社外取締役 取締役会議長（現任）	1,700 株
再　任　社外・独立		（重要な兼職の状況） なし	
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	
当事業年度における取締役会出席回数 14回/14回		みずほ信託銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行をはじめとして各社における経営者としての豊富な経験と、金融、営業、不動産を含む幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に貢献いただいております。また、2023年3月に当社社外取締役に就任と同時に、取締役会議長及び任意の指名・報酬委員会の委員長として、当社のコーポレートガバナンス強化に関するリーダーシップを振るわれており、引き続き社外取締役候補者とすることが相応しいと判断いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ほそだ　たかし 細田　隆 (1955年4月28日生)	1979年４月　大蔵省（現財務省）入省 1996年７月　大臣官房企画官兼京都大学教授 2008年７月　中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）理事 2008年７月　総務省大臣官房審議官 2010年７月　名古屋税関長 2011年４月　独立行政法人住宅金融支援機構 理事 2013年６月　東京税関長 2014年７月　関東財務局長 2016年３月　弁護士登録 2016年６月　株式会社トマト銀行 代表取締役副社長 2019年10月　弁護士法人Ｙ＆Ｐ法律事務所入所 オブカウンセル (現任) 2020年７月　株式会社ロココ 社外監査役（現任） 2021年８月　前澤工業株式会社 社外取締役（現任） 2022年３月　当社社外取締役（現任）	1,300 株
再　任 / 社外・独立		（重要な兼職の状況） 弁護士法人Ｙ＆Ｐ法律事務所 オブカウンセル 株式会社ロココ 社外監査役 前澤工業株式会社 社外取締役	
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	
当事業年度における取締役会出席回数 14回/14回		大蔵省（現財務省）入省後、地方公営企業の担当審議官、関東財務局長、地方銀行の代表取締役副社長を歴任するなど、財政・金融分野での豊富な経験と知見とともに、会社経営の責任を担った経歴も有しております。また、コーポレートガバナンスやコンプライアンスにも造詣が深く、当社社外取締役として経営に対する助言・監督等での貢献を頂いており、引き続き社外取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	いけだ　しげお 池田　茂雄 (1974年2月13日生)	1996年４月　株式会社エスケイトレーディング入社 2004年８月　当社入社 2015年１月　当社執行役員 コンサルティング営業本部長 兼 首都圏コンサルティンググループ長 2016年１月　当社上席執行役員 プロパティマネジメント事業部長 兼 東日本プロパティマネジメント統括部長 兼 シニアハウス事業部長 2018年１月　当社常務執行役員 プロパティマネジメント事業部長 2018年３月　当社取締役 常務執行役員 プロパティマネジメント事業部長 2019年１月　当社取締役 常務執行役員 西日本カンパニープレジデント 2020年１月　当社取締役 専務執行役員 東日本カンパニープレジデント 2021年１月　ＪＰＭＣグループCOO 2022年１月　当社取締役 専務執行役員 パートナー事業本部 本部長 2024年１月　当社取締役 専務執行役員 セールス&マーケティングカンパニープレジデント 2024年３月　ＪＰＭＣグループCo-COO（現任） 2025年１月　当社取締役 専務執行役員 セールス&マーケティングカンパニープレジデント 兼 アドミニストレーション本部長（現任）	79,283 株
再　任		（重要な兼職の状況） 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント 取締役 株式会社ＪＰＭＣワークス＆サプライ 取締役	
		取締役候補者とした理由	
当事業年度における取締役会出席回数 14回/14回		入社以来、営業部門に従事し、コンサルティング営業本部長、プロパティマネジメント事業部長を経て、現在ではＪＰＭＣグループCo-COO及び当社専務執行役員として、当社グループの営業機能及び本社管理機能を牽引しており、当社事業に関する豊富な経験と経営全般及び管理業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。	

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td>5</td><td>うえだ　しんや
上田　晋也
(1976年11月 6日生)</td><td rowspan="2">2000年 4 月　住友建設株式会社（現三井住友建設株式会社）入社
2005年 4 月　当社入社
2016年 4 月　当社執行役員 コンサルティング営業本部長
2018年 1 月　当社執行役員 ソリューション営業本部長
株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント 代表取締役
2019年 1 月　当社執行役員 首都圏カンパニープレジデント
2020年 1 月　当社上席執行役員 西日本カンパニープレジデント
2022年 1 月　当社常務執行役員 ダイレクトマーケティング本部長
2024年 1 月　当社常務執行役員 オペレーティングカンパニープレジデント
2024年 3 月　ＪＰＭＣグループ Co-COO（現任）
当社取締役 常務執行役員 オペレーティングカンパニープレジデント （現任）</td><td rowspan="3">46,546株</td></tr>
<tr><td colspan="2">再　任
</td></tr>
<tr><td colspan="2">当事業年度における
取締役会出席回数
10回/10回</td><td>（重要な兼職の状況）
株式会社ＪＰＭＣファイナンス 取締役
みらい少額短期保険株式会社 取締役
株式会社ＪＰＭＣエージェンシー 取締役
株式会社ＪＰＭＣシンエイ 取締役
株式会社リークスプロパティ 取締役会長

取締役候補者とした理由
入社以来、営業部門及びプロパティマネジメント部門に従事し、当社の事業における豊富な経験と卓越した組織牽引力により、当社の成長に資する事業戦略の立案と、実行する組織力の醸成に大きな貢献をしてまいりました。また、グループ会社の代表取締役も経験する中で、経営全般に関する知見も備えていることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td>6</td><td>おくみや　たかゆき
屋宮　貴之
（1983年2月10日生）</td><td>2007年12月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2011年９月　公認会計士登録
2012年８月　株式会社マンダム入社
2018年７月　税理士登録
2019年９月　株式会社MOA（現エクスプライス株式会社）入社 CFO 兼 管理本部長
2020年９月　同社取締役 CFO 兼 管理本部長
2023年４月　同社常務取締役 CFO 兼 管理本部長
2023年12月　当社入社 社長付（参与）
2024年１月　当社執行役員 ファイナンス本部長
2024年３月　ＪＰＭＣグループＣＦＯ（現任）
当社取締役 上席執行役員 ファイナンス本部長（現任）</td><td rowspan="4">2,018 株</td></tr>
<tr><td colspan="2">再　任
</td><td>（重要な兼職の状況）
株式会社ＪＰＭＣファイナンス 監査役
みらい少額短期保険株式会社 監査役
株式会社ＪＰＭＣエージェンシー 取締役
株式会社ＪＰＭＣシンエイ 監査役
株式会社ＪＰＭＣワークス＆サプライ 監査役
株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント 監査役</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>取締役候補者とした理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">当事業年度における
取締役会出席回数
10回/10回</td><td>公認会計士、税理士として、財務・会計・税務面における専門的知識を有するだけでなく、事業会社におけるCFO、管理部門の責任者を務めた経験に基づき、経営全般にわたる豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

（注）1．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2．川久保公司氏及び細田隆氏は、社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 川久保公司氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。また細田隆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
4. 当社は、川久保公司氏及び細田隆氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、両氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が原案どおり選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

現任の監査等委員である小松啓志取締役が、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本定時株主総会において選任いただく監査等委員である取締役の任期は、2026年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
大西（おおにし）　伸幸（のぶゆき） (1962年7月12日生) 新　任　社外・独立 	1985年４月　オリンパス光学工業株式会社（現オリンパス株式会社）入社 経理部 1989年８月　Olympus Optical Co.(Europa) GmbH（現Olympus Europa SE&Co.KG）出向 2006年４月　オリンパス株式会社 経理部副部長 2009年７月　同社 経理部長 2013年７月　Olympus (China) Co.Ltd. 管理統括本部長 2020年６月　オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社（現オリンパスマーケティング株式会社）常勤監査役 2022年４月　株式会社エビデント グローバルヘッド オブ トレジャリー アンド アカウンティング 2024年６月　同社 退社 （重要な兼職の状況） なし 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、オリンパス株式会社及びその関係会社にて長く経理業務に携わり、この専門的な知見や経験を活かした監査を通じ、当社経営の健全性確保に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。	0 株

（注）１. 大西伸幸氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

２. 大西伸幸氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。

３. 当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。大西伸幸氏の選任が承認された場合、同氏と当該責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

４. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。大西伸幸氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。

■ 社外取締役の独立性判断基準 ■

当社は、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督機能を強化し、また監査体制の独立性及び中立性を一層高めるため、次の独立性判断基準を定めております。

【社外取締役の独立性判断基準の要旨】

(1) 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループから500万円超の報酬またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合には、所属する法人・団体に対する当社グループからの報酬支払額が1,000万円を超えていないこと

(2) 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長級以上の使用人でないこと

①過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の1%超である

②当社の大株主（議決権総数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有している株主。以下同じ）である

③当社グループが大株主である

④当社グループと実質的な利害関係がある

⑤当社から、または当社に取締役を派遣している関係がある

(3) 上記（1）及び（2）に該当する者の配偶者または三親等以内の親族でないこと

(4) 当社グループの取締役、執行役員及び部長級以上の使用人の配偶者または三親等以内の親族でないこと

(5) 当社の会計監査人である監査法人に所属する者でないこと

(6) 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと

なお、社外取締役の任期については、以下を基準としております。

①就任後通算８年を迎える定時株主総会においては、再任を行わない。

②前号の規定にかかわらず、取締役会の承認を条件に、10年を限度として再任することを妨げない。

③任期満了時における年齢の上限は満75歳とする。

■ 取締役候補者のスキルマトリックス ■

本定時株主総会において、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び当社グループが取締役として期待する分野は、以下のとおりであります。

氏　名	地　位	当社グループが取締役として期待する分野									
		企業経営	営業マーケティング	自社業界の知見	人材開発	M&A	法務リスクマネジメント	財務	ＤＸ	ESG	政府機関・行政
武藤　英明	代表取締役 社長執行役員	○	○	○	○				○	○	
川久保　公司	社外取締役 取締役会議長	○	○	○		○	○	○			
細田　　隆	社外取締役	○					○	○			○
池田　茂雄	取　締　役 専務執行役員	○	○	○					○		
上田　晋也	取　締　役 常務執行役員		○	○							
屋宮　貴之	取　締　役 上席執行役員	○			○	○		○	○	○	
上田　泰司	監査等委員で ある社外取締役					○		○			
桜井　祐子	監査等委員で ある社外取締役					○	○				○
大西　伸幸	監査等委員で ある社外取締役	○				○		○			

（注）上記の一覧表は、各取締役が有する全ての知見及び経験を表すものではありません。

以　上

事　業　報　告

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安を背景としたインバウンド需要や個人消費の持ち直しがみられ、緩やかな回復傾向が継続いたしました。しかしながら、世界的な金融引締め政策に伴う影響や資材・エネルギー価格の高騰など、依然として景気の先行きに注視が必要な状況が続いております。

このような状況のもと当社グループは、パーパスである「住む論理の追求」のもと、賃貸住宅（マンション・アパート）の経営代行事業の持続的な成長とさらなる企業価値向上に向けて、運用戸数の拡大とグループ一体となった収益性強化を基本戦略として事業に取り組みました。

ストックである運用戸数は、108,953戸と前期末比で1,253戸の純減となりました。ストックを活用した収益性強化に向けて、プロパティマネジメントの管理精度向上による入居率上昇に加えて、賃貸経営代行とリフォームを組み合わせた「スーパーリユース」、ＰＭ付帯事業である滞納保証・家財保険などのクロスセルの推進により、1戸当たりの収益性の向上に取り組みました。また、経営基盤の強化を目的として人的資本への投資を引き続き行いました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高58,987百万円（前期比2.8％増）、営業利益2,722百万円（同5.7％増）、経常利益2,727百万円（同5.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,831百万円（同0.8％増）となりました。

売上区分別の状況は、次のとおりであります。

（プロパティマネジメント収入）

パートナーや金融機関との連携を強化し運用戸数の獲得に取り組みました。また、プロパティマネジメントの管理精度向上とストックの良質化による収益性強化に取り組みました。

この結果、当連結会計年度におきまして、プロパティマネジメント収入は53,778百万円（前期比1.4％増）となりました。

（ＰＭ付帯事業収入）

当社の運用物件の新規入居者に対する滞納保証及び家財保険などのクロスセルに取り組みました。

この結果、ＰＭ付帯事業収入は2,593百万円（前期比2.0％増）となりました。

（その他の収入）

リフォーム事業が好調に推移しました。また、販売用不動産の売却を行いました。

この結果、その他の収入は2,616百万円（前期比47.0％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度については、総額282百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは賃貸用不動産の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年10月１日を効力発生日として、子会社であった大阪琺瑯株式会社と、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

当社は、2024年12月17日付で、株式会社リークスプロパティの全株式を取得いたしました。

(5) 対処すべき課題

中期経営計画「ＪＰＭＣ２０２５」の５年目となる2025年12月期は、不安定な国際情勢を背景とした資源価格や原材料価格の高騰、円安基調の継続、物価上昇による個人消費の停滞など、景気の先行きについては依然として予断を許さない状況となっております。

このような事業環境下において、当社グループは以下の事項を重要課題として捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

①持続的な成長のための事業基盤の強化

持続的な成長を継続していくためには、運用物件数の増加と幅広い借上ニーズへの対応により、ストックビジネスを極めていくことが最優先課題であります。これに対応するため、当社は2024年1月1日付で全社的な組織改編を行い、営業・マーケティング機能と、プロパティマネジメント機能にそれぞれ特化したグループ全体での社内カンパニー制を構築いたしました。これにより、従来分散していた戦力やノウハウを集中化し、シナジーを創出することにより、より機動的な営業スタイルに変革するとともに、きめの細かいプロパティマネジメントを展開することにより、物件オーナー様はもとより、入居者様そしてパートナー企業様の満足度を高め、各ステークホルダーに対してより多くの利益をもたらすことができるよう努めてまいります。

②効率性の追求

当社は、業界の中でも一定の収益性の高さを実現できていると考えておりますが、さらに持続的な成長を遂げていくためには、効率性をさらに追求し、利益体質を強化していく必要があります。

その実現のため、全社的な業務改革・効率化を目指して、本年度中の基幹システムの開発、稼働に向けて鋭意取り組んでまいります。また、グループ全体での社内カンパニー制の導入により、主力事業である賃貸経営代行事業と、リフォーム、滞納保証、保険事業などの関連事業とのシナジーを最大化し、ＪＰＭＣグループとして賃貸経営に関連するサービスをワンストップで提供することで、競争力のさらなる向上を目指してまいります。

③ＥＳＧ経営の推進

当社は、ＥＳＧのマテリアリティを特定し、それぞれを実現することで達成させるＳＤＧｓや気候変動への対応目標を設定し、その達成に向けて取り組みを進めております。その結果、2025年2月に国際環境非営利団体であるCDPにより、CDP2024においてB評価を受けております。今後も、既存物件をリフォーム・リニューアル・リノベーションした上で当社が借上げを行う「スーパーリユース」の積極的な事業展開を行ってまいります。

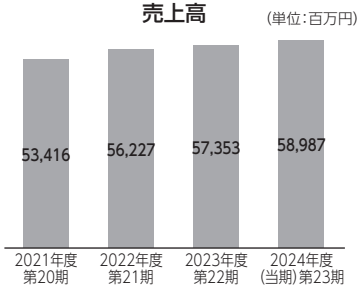
また、過半数の社外取締役で構成される取締役会や、任意に設置している指名・報酬委員会の実効性をさらに高めるなど、コーポレートガバナンスの強化を実現するとともに、女性や外国人を含めた多様な人材のマネージャー職への積極的登用など、ダイバーシティ経営を推進し、企業価値向上に繋がるよう取り組みを進めてまいります。

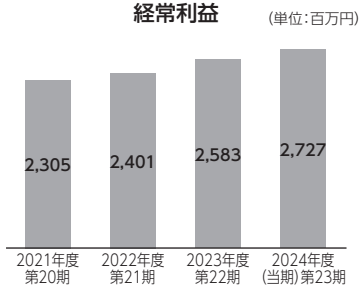
当社グループの更なる発展を目指して、役員・社員一同全力を傾注してまいる所存ですので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

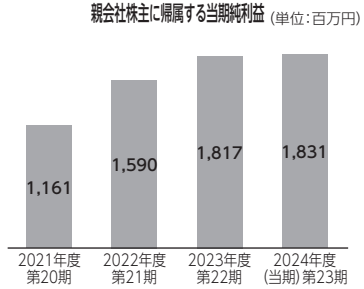
(6) 財産及び損益の状況の推移

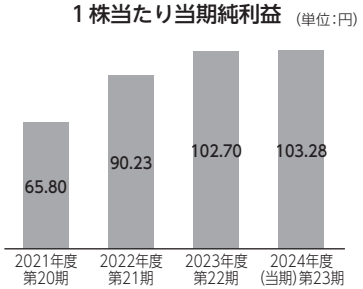
区　　分	2021年度 第20期	2022年度 第21期	2023年度 第22期	2024年度 第23期 (当連結会計年度)
売　上　高	53,416 百万円	56,227 百万円	57,353 百万円	58,987 百万円
経　常　利　益	2,305 百万円	2,401 百万円	2,583 百万円	2,727 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,161 百万円	1,590 百万円	1,817 百万円	1,831 百万円
1株当たり当期純利益	65.80 円	90.23 円	102.70 円	103.28 円
総　資　産	17,406 百万円	17,975 百万円	18,152 百万円	18,735 百万円
純　資　産	6,762 百万円	7,603 百万円	8,643 百万円	9,334 百万円

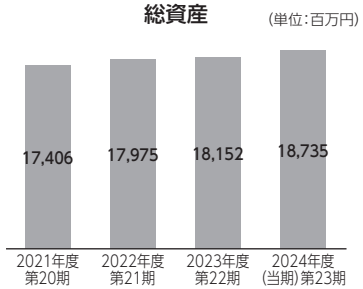
(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。

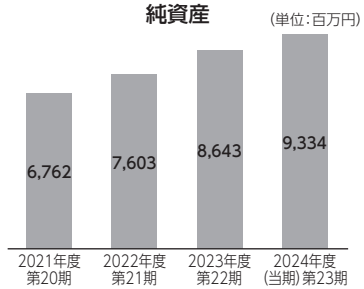












(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ＪＰＭＣファイナンス	35百万円	100%	貸金業及び家賃の滞納保証
みらい少額短期保険株式会社	299百万円	100%	保険業
株式会社ＪＰＭＣエージェンシー	100百万円	100%	法人需要向け賃貸住宅の賃貸
株式会社ＪＰＭＣシンエイ	100百万円	100%	賃貸管理業
株式会社ＪＰＭＣワークス＆サプライ	100百万円	100%	賃貸用不動産リフォームの工事請負
株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント	20百万円	100%	収益不動産を中心とした売買の斡旋、仲介
株式会社リークスプロパティ	3百万円	100%	賃貸管理業及び賃貸の仲介

(注) 1. 大阪琺瑯株式会社は、2024年10月１日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外いたしました。

2. 2024年12月17日付で株式会社リークスプロパティの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当連結会計年度につきましては、普通株式の年間配当は１株当たり55円（うち中間配当27.5円）といたします。

2. 会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（2024年12月31日現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
武　藤　英　明	代表取締役 社長執行役員	ＪＰＭＣグループＣＥＯ 株式会社ムトウエンタープライズ２ 代表取締役
川久保　公司	社外取締役 取締役会議長	なし
細　田　　隆	社外取締役	弁護士法人Y&P法律事務所 オブカウンセル 株式会社ロココ 社外監査役 前澤工業株式会社 社外取締役
池　田　茂　雄	取締役 専務執行役員	ＪＰＭＣグループCo-ＣＯＯ セールス＆マーケティングカンパニー プレジデント 株式会社ＪＰＭＣワークス＆サプライ 取締役 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント 取締役
上　田　晋　也	取締役 常務執行役員	ＪＰＭＣグループCo-ＣＯＯ オペレーティングカンパニー プレジデント 株式会社ＪＰＭＣファイナンス 取締役 みらい少額短期保険株式会社 取締役 株式会社ＪＰＭＣエージェンシー 取締役 株式会社ＪＰＭＣシンエイ 取締役 株式会社リークスプロパティ 取締役会長
屋　宮　貴　之	取締役 上席執行役員	ＪＰＭＣグループＣＦＯ ファイナンス本部長 株式会社ＪＰＭＣファイナンス 監査役 みらい少額短期保険株式会社 監査役 株式会社ＪＰＭＣエージェンシー 取締役 株式会社ＪＰＭＣシンエイ 監査役 株式会社ＪＰＭＣワークス＆サプライ 監査役 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント 監査役
小　松　啓　志	社外取締役（監査等委員）	ユニカ食品株式会社 監査役
上　田　泰　司	社外取締役（監査等委員）	上田公認会計士事務所 代表
桜　井　祐　子	社外取締役（監査等委員）	桜井法律事務所 代表 株式会社イデア・レコード 社外監査役 株式会社ビジコム 社外監査役 株式会社サインド 社外監査役

（注）1. 社外取締役（監査等委員）上田泰司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外取締役 細田隆氏及び社外取締役（監査等委員）桜井祐子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、社外取締役 川久保公司氏、細田隆氏、社外取締役（監査等委員）小松啓志氏、上田泰司氏及び桜井祐子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度後における取締役の地位及び担当又は重要な兼職の状況の変更

氏名	変更年月日	変更前の地位、担当及び重要な兼職の状況	変更後の地位、担当及び重要な兼職の状況
池田 茂雄	2025年 1月1日	取締役 専務執行役員 ＪＰＭＣグループCo-ＣＯＯ セールス＆マーケティングカンパニー プレジデント 株式会社ＪＰＭＣワークス＆サプライ 取締役 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント 取締役	取締役 専務執行役員 ＪＰＭＣグループCo-ＣＯＯ セールス＆マーケティングカンパニー プレジデント アドミニストレーション本部長 株式会社ＪＰＭＣワークス＆サプライ 取締役 株式会社ＪＰＭＣアセットマネジメント 取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等を除く。）が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員を含む。）、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益や便宜を得たことに起因する対象事由、被保険者の犯罪行為に起因する対象事由、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する対象事由等による損害は、補填の対象とならないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

ａ．取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役会において、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当社は独立社外取締役が議長を担うとともに、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役に関する報酬制度の運用については、この指名・報酬委員会における審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

b．取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容の概要
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）
金銭報酬である基本報酬及び業績連動報酬と、譲渡制限付株式報酬で構成しております。
基本報酬については持続的な企業価値向上に資するものであること、及び優秀な人材の確保を実現するものであることを基本として決定することとしております。
具体的には、役位・職責に基づく基本報酬に加え、前連結会計年度における会社業績を反映し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で業績連動報酬を加算し、各取締役への年間報酬を決定するものとしております。また、当社グループの持続的な成長並びに企業価値の持続的な向上を図ることに寄与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記金銭報酬の一定割合を譲渡制限付株式報酬として支給するものとしております。

ロ．監査等委員である取締役
基本報酬により構成しております。報酬額については株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

c．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の数（名）
		基本報酬（固定報酬）	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	178,256 (21,996)	131,996 (21,996)	15,000 (－)	31,260 (－)	7 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合　計 （うち社外取締役）	187,856 (31,596)	141,596 (31,596)	15,000 (－)	31,260 (－)	10 (5)

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員以外の社外取締役に対し譲渡制限付株式報酬は支給しておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年３月30日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額３億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額１億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の員数は、それぞれ３名であります。また、2018年３月29日開催の第16回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式付与のための報酬額（監査等委員である取締役を除く。）として年額75百万円以内と決議いただいており、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役 取締役会議長	川久保　公司	なし
社外取締役	細　田　　隆	弁護士法人Y＆P法律事務所 オブカウンセル 株式会社ロココ 社外監査役 前澤工業株式会社 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	小　松　啓　志	ユニカ食品株式会社 監査役
	上　田　泰　司	上田公認会計士事務所 代表
	桜　井　祐　子	桜井法律事務所 代表 株式会社イデア・レコード 社外監査役 株式会社ビジコム 社外監査役 株式会社サインド 社外監査役

(注) 1. 社外取締役 細田隆氏が兼職する弁護士法人Y＆P法律事務所、株式会社ロココ及び前澤工業株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役（監査等委員）小松啓志氏が兼職するユニカ食品株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役（監査等委員）上田泰司氏が兼職する上田公認会計士事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役（監査等委員）桜井祐子氏が兼職する桜井法律事務所、株式会社イデア・レコード、株式会社ビジコム及び株式会社サインドと当社との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役 取締役会議長	川久保　公司	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席いたしました。銀行における経営者としての豊富な経験と見識をもとに、当社経営に対する的確な助言・監督を行うとともに、取締役会議長として取締役会の実効性の向上に貢献しております。
社外取締役	細　田　　隆	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席いたしました。財政・金融分野及び会社経営における幅広い経験と知見を踏まえ、当社経営に必要な助言・監督を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小 松　啓 志	当事業年度開催の取締役会14回全て、また、監査等委員会14回全てに出席いたしました。賃貸不動産業界での取締役としての経験を踏まえ、当該視点から積極的に意見を述べており、経営の健全性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で監督機能を主導しております。
	上 田　泰 司	当事業年度開催の取締役会14回全て、また、監査等委員会14回全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての経験を踏まえ、内部統制や会計関連についての指摘をする等、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
	桜 井　祐 子	当事業年度開催の取締役会14回全て、また、監査等委員会14回全てに出席いたしました。弁護士としての経験を踏まえ、経営・事業決定における適法性・コンプライアンスについて指摘をする等、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

連 結 計 算 書 類

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	**11,833,025**	**流動負債**	**6,400,173**
現金及び預金	7,555,724	買掛金	777,225
売掛金及び契約資産	598,962	1年内返済予定の長期借入金	946,923
販売用不動産	451,171	未払法人税等	616,865
営業貸付金	2,077,432	前受金	2,566,629
その他	1,290,001	株式給付引当金	101,058
貸倒引当金	△140,266	その他	1,391,471
固定資産	**6,902,206**	**固定負債**	**3,000,112**
有形固定資産	5,417,846	長期借入金	759,615
建物	3,589,021	長期預り保証金	1,976,717
減価償却累計額	△1,892,156	繰延税金負債	135,518
建物（純額）	1,696,865	株式給付引当金	117,293
土地	3,594,532	その他	10,967
その他	243,671	**負債合計**	**9,400,285**
減価償却累計額	△117,222	純資産の部	
その他（純額）	126,448	**株主資本**	**9,334,946**
無形固定資産	385,464	資本金	465,803
のれん	288,208	資本剰余金	367,231
その他	97,255	利益剰余金	10,268,051
投資その他の資産	1,098,896	自己株式	△1,766,139
繰延税金資産	93,972	**純資産合計**	**9,334,946**
その他	1,430,803		
貸倒引当金	△425,879		
資産合計	**18,735,232**	**負債及び純資産合計**	**18,735,232**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**58,987,859**
売上原価		51,110,798
売上総利益		**7,877,060**
販売費及び一般管理費		5,154,866
営業利益		**2,722,193**
営業外収益		
受取利息	1,390	
受取手数料	2,401	
助成金収入	2,778	
その他	4,196	10,767
営業外費用		
支払利息	5,824	
その他	100	5,924
経常利益		**2,727,036**
特別利益		
固定資産売却益	120	120
特別損失		
固定資産除却損	1,954	
投資有価証券評価損	49,995	
過年度消費税等	8,866	60,817
税金等調整前当期純利益		**2,666,339**
法人税、住民税及び事業税	962,978	
法人税等調整額	△128,168	834,810
当期純利益		**1,831,529**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,831,529**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計　算　書　類

貸　借　対　照　表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	**4,468,826**	**流動負債**	**3,843,003**
現金及び預金	3,323,342	買掛金	440,735
売掛金	186,567	1年内返済予定の長期借入金	939,339
販売用不動産	466,017	未払金	434,344
貯蔵品	10,823	未払費用	361,631
前払費用	97,404	未払法人税等	364,508
未収入金	120,804	未払消費税等	96,468
関係会社短期貸付金	118,500	前受金	987,414
その他	159,887	預り金	117,503
貸倒引当金	△14,521	株式給付引当金	101,058
固定資産	**9,203,320**	**固定負債**	**2,600,366**
有形固定資産	3,702,673	長期借入金	749,061
建物	1,589,495	長期預り保証金	1,729,704
工具、器具及び備品	62,870	繰延税金負債	4,307
土地	2,004,128	株式給付引当金	117,293
その他	46,178	**負債合計**	**6,443,369**
無形固定資産	89,098	純資産の部	
ソフトウエア	23,890	**株主資本**	**7,228,778**
ソフトウエア仮勘定	62,818	資本金	465,803
その他	2,390	資本剰余金	367,231
投資その他の資産	5,411,548	資本準備金	365,757
投資有価証券	1,099	その他資本剰余金	1,474
関係会社株式	3,525,899	利益剰余金	8,161,883
長期貸付金	53,608	その他利益剰余金	8,161,883
関係会社長期貸付金	1,492,783	繰越利益剰余金	8,161,883
破産更生債権等	438,201	自己株式	△1,766,139
長期前払消費税等	72,747	**純資産合計**	**7,228,778**
敷金及び保証金	220,175		
その他	23,963		
貸倒引当金	△416,930		
資産合計	**13,672,147**	**負債及び純資産合計**	**13,672,147**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**52,128,766**
売上原価		46,581,373
売上総利益		**5,547,393**
販売費及び一般管理費		4,047,860
営業利益		**1,499,532**
営業外収益		
受取利息	5,882	
関係会社受取配当金	1,099,360	
受取手数料	9,717	
助成金収入	2,778	
その他	3,708	1,121,445
営業外費用		
支払利息	5,772	
その他	90	5,862
経常利益		**2,615,115**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	404,412	404,412
特別損失		
固定資産除却損	1,631	
投資有価証券評価損	49,995	
過年度消費税等	8,866	60,494
税引前当期純利益		**2,959,033**
法人税、住民税及び事業税	506,394	
法人税等調整額	△111,909	394,484
当期純利益		**2,564,549**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社ＪＰＭＣ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮崎　哲　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上原啓輔　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＪＰＭＣの2024年１月１日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＪＰＭＣ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社ＪＰＭＣ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮崎　哲　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上原啓輔　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＪＰＭＣの2024年１月１日から2024年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月21日

株式会社ＪＰＭＣ　監査等委員会

監査等委員　小　松　啓　志　㊞

監査等委員　上　田　泰　司　㊞

監査等委員　桜　井　祐　子　㊞

(注) 監査等委員小松啓志、上田泰司及び桜井祐子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

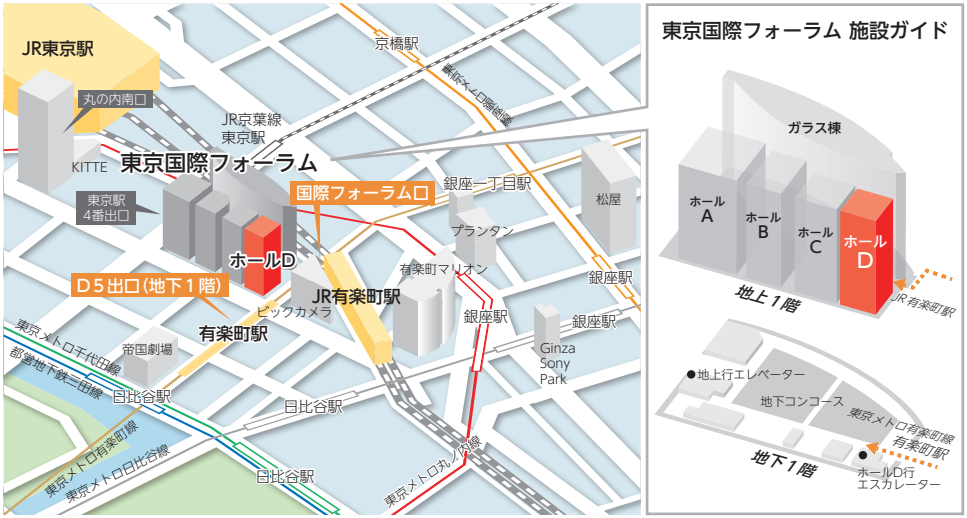
株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内三丁目５番１号

東京国際フォーラム　ホールD７　受付は６階となります。

電話：(03) 5221－9000（代）

＊下記をご参照のうえ、お間違いのないよう６階の受付までお越しください。



交通のご案内

JR　有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩３分

東京メトロ
有楽町線・有楽町駅
D５出口より地下１階にて連絡 徒歩３分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

〈ご参考〉

JR東京駅　丸の内南口より徒歩５分
（京葉線・東京駅４番出口より地下１階にて連絡）

東京メトロ	**日比谷線**	**日比谷駅**	徒歩５分	**銀座駅**	徒歩６分
	銀座線	**銀座駅**	徒歩７分	**京橋駅**	徒歩７分
	千代田線	**二重橋前駅**	徒歩５分	**日比谷駅**	徒歩７分
	丸ノ内線	**銀座駅**	徒歩５分		
都営地下鉄	**三田線**	**日比谷駅**	徒歩５分		

〒100－0005 東京都千代田区丸の内3－4－2新日石ビルヂング
Tel. 03－6268－5225

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK